

基本方針 5 地域自治分野

～共に生き共に創る、町民主役のまち～

5-1 地域活動	★5-1-1 町民参加・協働の推進	
	★5-1-2 地域コミュニティの活性化	〇〇-〇〇
	5-1-3 広報広聴の充実	
	5-1-4 情報公開の充実	
5-2 交流・連携	5-2-1 国際交流の推進	
	5-2-2 国内交流の推進	〇〇-〇〇
	5-2-3 広域連携の推進	
5-3 行財政運営	5-3-1 行政サービスの充実	
	5-3-2 効率的・効果的な行政運営	
	5-3-3 健全な財政運営	〇〇-〇〇
	5-3-4 公共施設の適正化	

少子高齢化や人口減少の進行、単身高齢世帯の増加等を背景に、町内会組織の高齢化や役員等の担い手不足、地域活動への参加者の固定化などが喫緊の課題となっています。

これまで、地域コミュニティ計画の策定や、地域担当職員（集落支援員）の配置、がんばる地域コミュニティ応援補助制度の創設など、住民主体による課題解決に向けた取り組みを推進してきました。

また、町民の協働意識の向上から、まちづくりへの参画を促すため、協働

のまちづくりセミナーや白老みらい創りプロジェクト等を開催し、自治基本条例の基本原則である情報共有、参画、協働の推進に努めてきました。

町民との協働を進めていくためには、自治基本条例の理念に基づき、行政情報の発信・共有の強化、対話による町民参加・若手参加の促進が不可欠であることから、これまで以上に町民と行政が手を取り合い、一体となってまちづくりを進めていくことが求められます。

人がつどい、つながり、きずなが築かれ、 一体感が感じられるまち

町民の自発的な活動が活発化し、町民と行政が一体となって創るまちづくりを目指します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆町民一人ひとりがまちの主体となり、「しあわせを感じるまち」が実現されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

53.9%

目標値(令和9年度)

59.9%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆町内会加入率

現状値(令和元年度)

90.0%

目標値(令和9年度)

90.0%

基本事業

事業：5-1-1 町民参加・協働の推進

白老町自治基本条例の基本理念である「しあわせを感じるまち」を実現するため、町民参加の促進と行政情報の共有等、まちづくりに参加しやすい環境づくりを推進するとともに、町民との対話の場の充実に努めます。

事業：5-1-2 地域コミュニティの活性化

人口減少や少子高齢化の進行に対応するため、住民自治の根幹となる地域コミュニティのあり方の検討を行うとともに、活性化による地域課題の解決に向け、町内会や町内活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、主体的な取り組みを支援し、人材の育成やすそ野の拡大、団体・組織の活動基盤強化等に努めます。

事業：5-1-3 広報広聴の充実

町民が必要とする情報をよりわかりやすく提供するため、見る側の視点に立った広報紙面づくりや、見てみたいと思われるホームページづくりを継続的に推進するとともに、SNSを活用した情報発信など、多様な広報媒体の効率的・効果的な活用に努めます。また、幅広い町民要望・提案の把握に努め、町民の意見を町政に反映できるよう広聴活動の充実に図ります。

事業：5-1-4 情報公開の充実

町が保有する情報について、白老町情報公開条例に基づく適正な開示を行うことにより、町政の透明性の確保と、町の説明責任を果たし、公正で開かれた町政を推進します。

個別計画等

計画名	計画期間
白老町町民憲章	昭和49年度～
白老町自治基本条例	平成18年度～

本町は、宮城県仙台市、青森県つがる市のほか、カナダ国B・C州ケネル市と姉妹都市交流を行っています。これまで、小中学校の姉妹校交流やスポーツ交流が主たる活動でしたが、近年、町民有志で組織する「つがる部会」や「ケネル白老フレンドシップクラブ」が立ち上がり、町民主体による交流活動が広がってきております。

これからも相互訪問や交流事業を通じて、次代を担う子どもたちをはじめ、町民の社会性・文化性を育み、多文化理解や国際感覚を醸成しながら、姉妹

都市との親睦をより一層深めることが求められます。

一方、急激な人口減少、少子高齢化を背景に、2040年にかけてインフラ施設の老朽化や空家等の増加といった行政課題の深刻化、行政職員の人手不足等が問題視されています。将来にわたり行政サービスの質を保持していくためには、近隣自治体との連携をさらに強化し、広域圏単位での振興と発展に努めていく必要があります。

広い視野と豊かな心をもつ人が育つ、 多様な交流ができるまち

交流を通じて、多角的な視野をもった人材育成に努め、また、近隣自治体との連携により、定住自立できるまちを目指します。

将来の目標

1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆国内外の姉妹都市との交流や近隣自治体との広域的な連携が推進されていると感じる町民の割合

現状値(令和元年度)

54.8%

目標値(令和9年度)

60.8%

1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆姉妹都市等交流事業実施回数

現状値(令和元年度)

11回

目標値(令和9年度)

20回

基本事業

事業：5-2-1 国際交流の推進

国際姉妹都市であるケネル市との青少年派遣交流事業や相互交流などを通じて、改めて郷土の文化や伝統への理解を深めるとともに、異文化体験や外国人との相互コミュニケーションといった国際交流を通じ、広い視野を持ち、活躍できる人材の育成に努めます。

事業：5-2-2 国内交流の推進

本町のこれまでの歴史的淵源から強い絆で結ばれている姉妹都市との歴史、文化、スポーツ、経済を含めた幅広い分野での交流活動を通じ、関係人口の増加、相互の地域活性化に努めます。

事業：5-2-3 広域連携の推進

行政サービスの向上のため、国・道からの情報を迅速・的確に把握するとともに、それぞれの役割分担のもと、相互に協力して連携の強化に努めます。また、広域的な行政課題の解決や地域振興に向けて、近隣自治体や大学、各種関係機関との連携を図り、効率的な行政運営を推進します。



(姉妹都市交流「つがる部会」)



(姉妹都市交流「ケネル市」)

個別計画等

計画名	計画期間
千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画	平成28年度～令和7年度
東胆振定住自立圏共生ビジョン	令和2年度～令和6年度

現状と課題

社会経済情勢が変化を続けるなか、町民の行政サービスに対するニーズは多様化、複雑化しています。限られた財源のなか、増加する行政需要に対して、柔軟かつ的確に対応できる行財政運営が求められています。

これからの行財政運営には、町民の行政サービスに対するニーズに的確に対応できる政策形成能力の高い職員が求められており、職員の資質の向上をさらに図っていく必要があります。

職員数が減少している中において、効率的な行財政運営を目指すには、民間活力を効果的に活用し、施設管理や業務のアウトソーシングなどにより町民サービスの向上と行政組織のスリム化を進めなければなりません。

公共施設においては、近い将来、一斉に更新時期の到来が見込まれています。人口減少や少子高齢化に伴う施設需要の変化を見据えながら、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化や適正配置等の計画的な推進が必要となります。

めざす姿

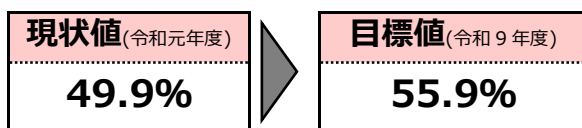
時代に即応した、効率的で持続可能な 行財政運営ができるまち

健全な財政運営のもと、社会情勢や多様化する町民ニーズに的確に対応したまちを実現します。

将来の目標

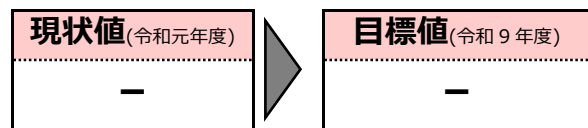
1. 町民満足度【町民意識調査】

- ◆計画的で健全な財政運営がされており、迅速で質の高い行政サービスが提供されていると感じる町民の割合



1. 成果指標【まちづくり指標】

- ◆連結実質赤字比率



※現状値及び目標値の「-」は赤字が発生していないことを表しています。

基本事業

事業：5-3-1 行政サービスの充実

多様化する町民ニーズの把握に努めながら、窓口サービスの充実やICTを活用した新たなサービスの展開等により、町民の視点に立った行政サービスを提供します。

事業：5-3-2 効率的・効果的な行政運営

限られた行政資源の中で質の高いサービスを提供していくため、組織運営の最適化や、職員の人材育成に努めるとともに、「選択と集中」による事務事業の見直し等を図り、効率的・効果的な行政運営を実現します。

事業：5-3-3 健全な財政運営

将来にわたって行政サービスを持続的に提供するため、財政規律を堅持しつつ計画的で安定的な財政運営を推進するとともに、収納率の向上、町有財産の有効活用等、効率的・効果的な方法による財源の確保に努めます。

事業：5-3-4 公共施設の適正化

町民の安全で快適な暮らしを支える公共施設を今後も適正に管理していくため、適切かつ計画的な維持補修により長寿命化を目指すとともに、施設保有量の最適化を図ります。また、適切な品質管理とコスト削減により経費を縮減するとともに、大規模改修等に備え財源の確保に努めます。

個別計画等

計画名	計画期間
白老町行政改革大綱	平成20年度～令和2年度
白老町集中改革プラン	平成29年度～令和2年度
白老町定員管理計画	平成29年度～令和2年度
白老町人材育成基本方針	平成19年度～(平成28年度改定)
白老町財政健全化プラン	平成26年度～令和2年度
白老町公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和18年度
白老町公共建築物個別施設計画	平成31年度～
白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年度～令和6年度
白老町過疎地域自立促進計画	平成28年度～令和2年度

基本計画に示した重点プロジェクトや分野別計画を着実かつ効果的に推進していくための推進体制や進行管理のしくみなど、計画の実現に向けた留意点を示します。

1 計画の推進体制

(1) 庁内における計画推進体制

基本計画に基づく施策は、施策を担当する各課が計画的に推進していきます。その際、広報誌や町ホームページ等の広報手段を通じて、町民等との情報共有に努め、協働のまちづくりを推進します。

また、重点プロジェクトに掲げる分野を横断する取組みについては、分野間の連携を密にするとともに、プロジェクトチームを適宜設置するなど、効率的な実施体制を構築します。

(2) 協働・連携による計画推進体制

町民や事業者、各種団体などと議会、行政による協働のまちづくりを推進するとともに、国や北海道、近隣市町村などとの広域的な連携・協力体制を深め、総合的かつ効果的に計画を推進していきます。

また、総合計画審議会を評価機関として位置付け、各種施策の評価とともに計画の進行管理を行い、計画の見直しも含めた検討を行います。

2 施策指標による進捗管理

目標と成果の可視化を図るため、施策ごとに指標を設定します。施策指標については、各施策のめざす姿や重点プロジェクトの達成度を確認するための一つの目安として活用します。客観的な数値により進捗を測る「客観的指標」と町民の評価による「主観的指標」を組み合わせ、その推移を検証に活用し、計画の進捗管理を行います。

なお、時代の趨勢を見ながら、必要に応じて適宜指標等を見直し、軌道修正を図ることで、施策指標の改善に努めます。

客観的指標 実績数値により成果を客観的に表し、定量的に把握する指標（原則、毎年度、実績数値を把握する）

主観的指標 町民の満足度など、町民がどのように感じているのかを表し、町民意識調査等により把握する指標（2年毎の町民意識調査により把握する）

3 計画推進に向けた行政経営

総合計画の具体的な施策展開（事務事業）などを示した「総合計画実施計画」の推進を図るため、「白老町行政改革大綱」及び「白老町財政健全化プラン」の2つの計画を踏まえながら、限られた行政資源（ひと・もの・金・情報）の最適配分・有効活用を図ります。

